

所沢市議会議員政治倫理審査会 概要

令和5年10月10日(火)

開 会 (午後6時0分)

【議 事】

委嘱状の交付

(議長より、委員それぞれに委嘱状を交付)

議長

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、このたびは、所沢市議会議員政治倫理審査会の委員を快くお引受けいただき、深く感謝申し上げます。

本市議会では、平成16年6月に、所沢市議会議員の責務と行為規範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期することを目的に所沢市議会議員政治倫理規程を制定し、現在は条例となり、議員として襟を正してまいりました。その条例に規定する行為規範に反する疑いがあるとのことで、このたび審査請求書が提出され、制定以来、初めて、本審査会を設置することとなりました。

委員の皆様方には、これから審査結果を報告いただくまでの間、複数回の審査会に出席いただくこととなりますが、十分に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

各委員の自己紹介

議会事務局出席者の自己紹介

委員長の互選

委員長に亀山委員が決定した。

副委員長の互選

副委員長に青木委員が決定した。

審査付託

(議長から委員長に審査付託書を提出)

○ 会議の公開、会議録の作成について

委員長

会議の公開・非公開についてですが、所沢市議会議員政治倫理条例第8条第5号に「審査会の会議は、原則公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により非公開とすることができる。」と規定しています。そのため、各回の審査会ごとに会議の公開・非公開について確認させていただきます。

本日の会議につきましては、公開することよろしいでしょうか。(委員了承)

続きまして、会議の記録について、個人情報とプライバシーに配慮して、会議概要として記録することよろしいでしょうか。(委員了承)

○ 資料等の配付について

委員長

次に審査に使用する資料及び付託書につきましては、傍聴者に配付し、本日の審査会終了後に回収することによろしいでしょうか。（委員了承）

なお、本審査会における傍聴の取扱いについては、所沢市議会委員会傍聴規程を準用することによろしいでしょうか。（委員了承）

(1) 付託事項

○ 審査会の説明

委員長

それでは、付託されました件について、審査を進めてまいります。まずは、本審査会の概要及び想定されるスケジュールについて説明します。

（資料4及び資料5に基づき説明）

委員長

説明は以上になりますが、何かありますか。

委員

確認ですが、条例第9条に議長は請求を受けてから90日以内とありますが、今回の請求書を受けた日は10月2日ということですか。

委員長

10月2日となります。

○ 付託事項の説明

委員長

付託事項について、請求者から説明をお願いします。

議員

請求内容について説明させていただきます。

先ほど、議長から委員長に審査付託されました。皆様にお配りしている10月2日付で我々議員6名は審査請求書を提出させていただきました。

内容については、既に冒頭の議長のあいさつ並びに審査付託書の中でも触れておりますので、概略はお分かりかと思えます。詳細について、説明させていただきます。

株式会社おおばの代表取締役である対象議員による公職選挙法第199条の3及び第199条の4に対する違反行為ということで請求をしております。

公職選挙法第199条の3は、公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止です。公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りではないとあります。

対象議員が類推される株式会社おおばが寄附行為をしているという我々の判断です。

公職選挙法第199条の4は、公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止です。公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職の職にある者を含む。）の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでないとあります。

（会社概要及び看板並びに選挙公報及び看板等について説明）

株式会社おおば、所沢市緑町四丁目16番23号代表取締役大庭祥照、新所沢駅にある看板は御覧のとおりです。同様に、選挙に立候補する際の選挙公報並びに看板、ポスターとなります。

（次の5つの事実について説明）

・寄附行為1（第7回さくら祭り）

開催日：令和5年4月1日

寄附先：新所沢団地自治会

場 所：UR新所沢けやき通り団地まちかど広場

寄附額：5,000円

・寄附行為2（第38回市民文化フェア）

開催日：令和5年4月1日及び2日

寄附先：第38回市民文化フェア実行委員会

場 所：所沢航空記念公園

寄附額：5,000円

当日配付されたプログラム並びに協賛金のお願いのプリントに株式会社おおばが記載されています。

・寄附行為3（第43回ちびっこフェスティバル「わんぱく相撲大会所沢場所」）

開催日：令和5年6月18日

寄附先：公益社団法人所沢青年会議所

場 所：所沢市民体育館メインアリーナ

寄附額：5,000円

・寄附行為4（小手指南口夏祭り）

開催日：令和5年8月4日

寄附先：小手指南口夏祭り実行委員会

場 所：北野公園

寄附額10,000円

・寄附行為5（緑町町会夏祭り）

開催日：令和5年8月19日及び20日

寄附先：緑町町会

場 所：緑町中央公園

寄附額：5,000円

冒頭の議長のあいさつにもあったとおり、所沢市にとって不名誉な平成16年の事件並びに平成19年の事件等々を鑑み、このたび、このような事案が発生したことは、我々がこの条例を制定した趣旨からすると極めて遺憾であることから我々6名は請求者として審査請求をさせていただきました。

○ 請求者への質疑応答

委員長

説明に対して質疑を求めます。

(質疑なし)

所沢市議会議員政治倫理条例第8条第1号に基づき、審査請求の適否について意見を求めます。

委員

適正であると思います。

委員長

ただいまありました委員からの意見のとおり、審査請求の適否は、適正とすることでよろしいでしょうか(委員了承)

○ 次回の進め方の確認

委員

9月定例会の議会運営委員会においては、本人が寄附行為を認めていましたが、寄附行為の相手先である新所沢団地自治会、第38回市民文化フェア実行委員会、公益社団法人所沢青年会議所、小手指南口夏祭り実行委

員会、緑町町会にその事実を確認してはどうでしょうか。第2回の審査会の前までに正副委員長から相手方に確認したほうがよいと思います。そのほうが公平ではないでしょうか。

委員長

ただいま寄附行為の相手方に確認してはどうかとの提案がありました。意見はありますか。

委員

賛成です。

委員

何らかの調査をしてしかるべきと考えます。文書等で実際にどういったことがあったのか事実確認をするほうがよいと考えます。

委員長

今、提案のありました意見については、正副委員長で確認を取ることとします。確認方法については、正副委員長に一任いただきたいと思います。第2回の審査会までに確認したいと思います。

委員

政治倫理条例には、清潔で民主的な姿勢の発展に寄与することが目的としてうたわれております。対象議員の場合には、4年前の選挙の際にも同様のことをされていたと私は思っています。埼玉県ホームページには、平成30年8月に対象議員の後援会が設立されたことの記載があります。公職選挙法は、候補者もそうですが、候補者になろうとする者も含められ

ています。立候補して当選した後もそうですが、立候補する前もしてはいけ
ないとされていることを広めていく必要があると思っています。5件の
相手先にそれぞれ調査をするとともに、平成30年以降の寄附の有無につ
いて確認していただきたいです。

委員長 今、委員から提案のありました意見については、今回の請求者からの請
求の対象となる事由に入っていないことから、この審査会での審査の対象
とならないこととなります。

委員 ほかにこの5年の間に、対象議員、株式会社おおば、旧社名株式会社お
おばセレモニーから寄附があった場合でも、この審査会で受け付けないと
いうことですか。

委員長 今回の審査請求の内容にはありませんので、御了承願います。

委員 分かりました。

委員長 次回の審査会では、事情聴取等及び審査結果に係る意見交換とすること
に御異議ありませんか。（委員了承）

また、条例第8条第2号及び第4号の規定による事情聴取等を行うた
め、対象議員の出席を求めることでよろしいでしょうか。（委員了承）

(2) その他

○ 第2回、第3回の日程の協議

(次のとおり確認した。)

第2回 10月16日午後1時30分～

第3回 11月2日午前9時～

閉 会 (午後6時45分)